

## ○基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）新旧対照表（下線の部分は変更部分）

変更案						現行														
第1～第4（略）						第1～第4（略）														
第5 テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等						第5 テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等														
1 日本放送協会の放送						1 日本放送協会の放送														
(1) 総合放送（広域放送）（略）						(1) 総合放送（広域放送）（略）														
(2) 総合放送（県域放送）						(2) 総合放送（県域放送）														
放送対象地域	親局			中継局			放送対象地域	親局			中継局									
	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)		送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)							
北海道 札幌	札幌	15	3	函館	(略)	(略)	北海道 札幌	札幌	15	3	函館	(略)	(略)							
				中標津							渡島			0.5	中標津	18	0.5			
				渡島											渡島			29		
				枝幸							(略)			(略)	枝幸	(略)	(略)			
青森県 ～ 沖縄県	(略)																			
(3) 教育放送（略）						(注) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。														
2 放送大学学園の放送（略）						(3) 教育放送（略）														
3 基幹放送事業者の放送						2 放送大学学園の放送（略）														
(1) 総合放送（広域放送）（略）						3 基幹放送事業者の放送														
(2) 総合放送（県域放送）						(1) 総合放送（広域放送）（略）														
(2) 総合放送（県域放送）						(2) 総合放送（県域放送）														
放送対象地域	親局			中継局			放送対象地域	親局			中継局									
	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)		送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)							
北海道	札幌	14 19 21 23 25	3	函館	(略)	0.05	北海道	札幌	14 19 21 23 25	3	函館	(略)	0.05							
				名寄							27 35 38 40 44			0.05	名寄	27 31 35 43 45	0.05			
				根室											根室			38 40 44		
				歌志内							34 36 38 39 41			0.1	歌志内	(略)	(略)			
				羽幌											濱頓別			0.1	羽幌	(略)
				濱頓別															濱頓別	
遠軽	(略)	(略)	遠軽	(略)	(略)															
枝幸	(略)	(略)	枝幸	(略)	(略)															

青森県 宮城県	(略)							
秋田県	秋田	21 29 35	1 (注1)	能代 鷹巣	(略)			
山形県 和歌山県	(略)							
鳥取県 島根県	鳥取 松江	38 43 45	0.1 1 (注2)	鳥取 (注3)	31 36	0.1		
				倉吉 松江 (注4)	(略)	41	1	
				浜田 仁摩	(略)			
				津山 笠岡	(略)			
岡山県 香川県	岡山 高松	18 20 21 27 30	2	高松 (注5)	15 17 18 21 27	0.5		
				丸亀 内海	(略)			
				(略)				
				(略)				
広島県 高知県	(略)							
福岡県	福岡	26 30 31 32 34	3	北九州 久留米 宗像	(略)	0.021		
				糸島 行橋	(略)			
				(略)				
佐賀県 沖縄県	(略)							

- (注1) チャンネル番号35の周波数を使用して放送する場合の空中線電力は1.1kWを最大とする。
- (注2) 鳥取を送信場所とする場合の空中線電力は0.1kW、松江を送信場所とする場合の空中線電力は1kWを最大とする。
- (注3) 鳥取を送信場所とする中継局の周波数は、松江を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。
- (注4) 松江を送信場所とする中継局の周波数は、鳥取を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

青森県 宮城県	(略)							
秋田県	秋田	21 29 35	1 (注2)	能代 鷹巣	(略)			
山形県 和歌山県	(略)							
鳥取県 島根県	鳥取 松江	38 43 45	0.1 1 (注3)	鳥取 (注4)	31 36	0.1		
				倉吉 松江 (注5)	(略)	41	1	
				浜田 仁摩	(略)			
				津山 笠岡	(略)			
岡山県 香川県	岡山 高松	18 20 21 27 30	2	高松 (注6)	15 17 18 21 27	0.5		
				丸亀 内海	(略)			
				(略)				
				(略)				
広島県 高知県	(略)							
福岡県	福岡	26 30 31 32 34	3	北九州 久留米 宗像	(略)	0.021		
				糸島 行橋	(略)			
				(略)				
佐賀県 沖縄県	(略)							

- (注1) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。
- (注2) チャンネル番号35の周波数を使用して放送する場合の空中線電力は1.1kWを最大とする。
- (注3) 鳥取を送信場所とする場合の空中線電力は0.1kW、松江を送信場所とする場合の空中線電力は1kWを最大とする。
- (注4) 鳥取を送信場所とする中継局の周波数は、松江を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。
- (注5) 松江を送信場所とする中継局の周波数は、鳥取を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注5) 高松を送信場所とする中継局の周波数は、岡山を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

第6・第7 (略)

(注6) 高松を送信場所とする中継局の周波数は、岡山を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

第6・第7 (略)